

令和5年3月15日

建設業者団体の長殿

建設企画課長

建設工事の入札における暫定措置の見直しについて

令和4年9月7日付け「建設工事の入札における暫定措置の延長について」によりお知らせしておりました入札手続きについて、円滑な予算執行を図るため、下記のとおり見直しましたので、お知らせします。

記

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事（「主たる目的が地すべり対策工事である工事」及び「法面吹付工事」に限る。）舗装工事及びその他の工事の1.25億円未満の価格帯については、平成30年3月22日付け29建企第713号「長崎県土木部における『長崎県経済雇用対策』の取組みの見直しについて」によらず、指名競争入札で実施する。

なお、地域の実情や工事内容により、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施することもできる。

対象は、令和5年4月1日以降に入札執行通知を行う工事から当分の間適用する。